

どうしても納得できない 「5分前点呼」の強要

乗務員のみなさん

車掌行路で、三島からの電話点呼を行路票の出場点呼時刻の2分前にしたところ運転助役から「何分前？」と聞かれました。この車掌さんは「2分前です」と返しました。それは、少し待つことでクルー3人の電話点呼が一度で済むため、車両所の所定点呼後少し待って3人で電話点呼をしたのです。出場の電話点呼を遅延したわけではありません。この車掌さんは東海労組合員です。乗務員のみなさんはどう思いますか。

帰所後の退出点呼でも運転助役から「皆、5分前に電話している」と言われました。車掌さんは、やむなく5分前に電話することを告げましたが、点呼終了後、あらためて運転科長が数人の助役ともに来て、事情を聞かせてくれと言ってきました。車掌さんが同じ事情を説明すると運転科長も、運転助役と同じことを言い、さらに「2分前になると、助役が確認をしなければならぬことを知っているでしょう。迷惑をかけた」、と詰め寄りました。挙句の果てに、対策を書くようにとまで言ってきました。

当然、車掌さんは、「今後は5分前に電話すると口頭で言ったのだから、それで分るでしょう。遅延していないのだから書く必要はない」、と対策を書くことを断りました。すると運転科長は「口頭では信用できない。書くのを嫌がっているが、何かあるのか」と威圧してきました。

車掌さんは逆に「なぜ、書く必要があるのかを紙に書いてくれ」と言ったところ、運転科長は「書かない」と言い、車掌さんが書かないことを確認し「〇時〇分、業務指示違反」と一方的に通告してきました。

この車掌さんとは別の車掌さんが、ある時こんなことを言っていました。

『皆さんはどう思っているか分かりませんが、「5分前に点呼をなささい」というのはおかしいと思いませんか？』

私たち乗務員は、出勤すると「乗務行路票」を会社（当直）から受け取り、その内容にしたがって、決められた仕事に従事しています。会社もその乗務行路票は「作業指示するもの」として、時間管理も含めて重要視しています。

しかし、乗務点呼は労働時間内に執行していますが、その他の各出先

点呼は「5分前」とされています。行路票に「労働時間」と記載してある時刻より前に、点呼を強要されている実態は納得いきません。準備に必要な時間は、会社が実測して決定した経緯があるはずです。

ちなみに、退出点呼を5分前に執行することになっていますが、前のクルーや運転士の報告事項が多くて、退出時刻を超過しても「ガマンしている」実態があることを会社は分かっているのでしょうか？』と。

乗務員のみなさん どう思いますか？

全くその通りです。何のために就業規則があるのでしょうか。そして、各組合は何のために労働協約を結んでいるのでしょうか。これは、会社と社員、そして、会社と労働組合との約束です。これは、法律でも保証されていることなのです。勤務時間以外に業務を強要するのは、法律違反です。

行路票に書かれている「労働外時間」は勤務時間ではありません。勤務時間でもない時間になぜ、遅いとか5分前に、と言われなければならないのでしょうか。まして、遅延もしていないのに、しかも業務でもないのになぜ業務指示違反を通告されなければならないのでしょうか。

行路票にはもう一つ「拘束時間」がありますがこれは労働時間と労働外時間の合計、出勤から退出まで全ての時間なのです。私たち乗務員は、勤務時間ではない時間まで拘束されているのです。皆さんの中には「拘束時間」全てを勤務時間、と思っている人はいませんか。

運転科長も運転助役もこの、社員との約束、労働組合との約束を無視して、管理者がこうだと言えば何とでもなると思っているのです。いや、ひょっとしたらこの強要を見て見ぬふりをしている所長を含めてすべての管理者はこの約束と法律を知らないのではとさえ思ってしまう。

私たち乗務員が「5分前」に点呼を受けているのは、自主的なことであり、それは遅延を防止して安定的な列車運行を確保するために協力しているからなのです。不謹慎かもしれないが、開き直って言えば運転助役は、乗務員が遅延をしてから「遅延した」と言えばいいのです。でも、そうは出来ないから、私たち乗務員は「5分前点呼」に自主的に協力しているのです。

今回の事態はハッキリしています。車掌さんが2分前に電話した理由も、今後は「5分前」に電話する、ということもハッキリしているのです。にもかかわらず、全てを乗務員の問題へと転嫁する「5分前点呼」はどうしても納得できません。

組合員のみなさん！

**国労組合員の皆さん、ユニオン組合員の皆さん 言いましょう！
労働組合の大切な取り組みの一つです
全ての 変だと思うことに どうしても納得できません！ と**